

第1・2号研修（不特定の者対象）

1.研修の目的

平成24年度から施行された介護職員等による医療的ケアの制度化に対応した必要な知識・介護技術を習得し、安全かつ適切な医療的ケアを実施できる介護職員等を養成することを目的とします。地域の医療介護関係者と密に連携し、人工呼吸器装着者等の特にも医療依存度の高い利用者や災害時にも対応できる介護職員の養成を目指します。

2.受講対象者と受講要件

<受講資格>

介護福祉士、介護職員初任者研修修了、介護職員実務者研修修了、重度訪問介護従事者養成研修修了のいずれかの資格を所持していること。

<基本研修のみ受講する場合>

- (1)受講資格を所持している方。
- (2)満18歳以上の方。
- (3)日本語での日常会話が可能で、研修テキストの漢字を読める方。

<実地研修を受講する場合>

- (1)受講資格を所持し、岩手県内の介護保険施設、医療介護関連事業所、児童関連事業所、保育所、幼稚園、教育機関などで現に就労している方。
- (2)(1)に該当しない方で当研修機関が認めた方。
- (3)所属する事業所または受講者本人が損害賠償責任保険に加入している方。
- (4)取得したい認定項目の実地研修が可能な利用者が確保でき、利用者および家族の承諾を得られる方。※当研修機関では、利用者の紹介や斡旋は行いません。
- (5)介護保険施設に就業されている方が受講する場合は、自施設内に利用者と指導看護師がいて、施設内での実地研修が可能な方。
- (6)自宅や介護保険施設以外の高齢者の居住系施設等（グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）や訪問介護事業所に就業されている方は、原則として日常的に利用者のケアを担当している訪問看護師などに指導看護師を依頼していただきます。
訪問看護師などが、指導者資格を所持していないなどの理由で実地研修が行えない場合は、当事業所で指導を請け負うことも可能です。
- (7)実地研修に係る医師の指示書を得られる方。

(8)他の研修機関や養成機関で、第1・2号研修の基本研修を受講した方、介護福祉士養成校や介護職員実務者研修で第1・2号研修の基本研修に相当する研修を修了している方、第2号の認定特定行為業務従事者証を所持していてケア項目の追加をしたい方等で、実地研修を受講を希望する方は、基本研修の補講を受講していただいた後に実地研修を受講できます。

※知識および手技確認を行います。筆記試験と評価はありません。

(9)すでに第1・2号の認定特定行為業務従事者証をお持ちの方で、人工呼吸器装着者の喀痰吸引の認定または胃ろうからの半固形栄養剤の注入の認定を希望する方は、認定項目追加プログラムAまたはBを受講していただいた後に実地研修を受講できます。

※知識および手技確認を行います。筆記試験と評価はありません。

3.令和6年度研修スケジュール

カリキュラム詳細は、別紙プログラムでご確認ください。

別紙1-1 第1・2号基本研修プログラム

別紙1-2 第1・2号基本研修補講プログラム

別紙1-3 第1・2号認定項目追加プログラムA・B

内容	実施期間	定員	申込受付期間
【第1回】 第1・2号基本研修 (50時間全過程)	<講義・筆記試験> 6月6日(木)～8日(土) 6月13日(木)～15日(土) 6月20日(木) <演習> 6月21日(金)～22日(土)	6名	4月15日(月)～ 5月15日(水)
【第2回】 第1・2号基本研修	<講義・筆記試験> 10月10日(木)～12日(土) 10月17日(木)～19日(土) 10月24日(木) <演習> 10月25日(金)～26日(土)	6名	8月15日(木)～ 9月13日(金)
基本研修の予備日	11月2日(土)・11月9日(土) 第1回・第2回 共通日程		

内容	実施期間	定員	申込受付期間
基本研修の補講 (基本研修 50 時間は修了していて、 実地研修の受講を希望する方)	令和 6 年 4 月 22 日 (月) ~ 令和 7 年 2 月 14 日 (金) 9:00~17:00 上記の期間内で随時実施します。 ※要日程調整	2 名	4 月 15 日 (月) ~ 令和 7 年 1 月 31 日 (金)
認定項目追加 プログラム A (人工呼吸器装着者の気管カニューレ 内吸引)			
認定項目追加 プログラム B (胃ろうからの半固形栄養剤)			
第 1・2 号 実地研修のみ	令和 6 年 4 月 22 日 (月) ~ 令和 7 年 3 月 21 日 (金) ※実地研修評価票提出期限 3 月 21 日	なし	4 月 15 日 (月) ~ 令和 7 年 2 月 14 日 (金)
基本研修 (50 時間) 出張研修	令和 6 年 4 月 22 日 (月) ~ 令和 7 年 1 月 31 日 (金) ※上記の期間で 50 時間です。 ※相談の上決定します。	3 名 以上	相談の上決定しま す

4.研修申込・受付方法

- ・受講者の募集は、ひとてま介護塾ホームページに掲載します。
- ・指定の期間以外の受付は行いません。予約も行いませんのでご注意ください。
- ・電話申込は不要です。

(1)申込方法・手順

- ①「受講申込書」をホームページよりダウンロードし、必要事項を記載の上、指定の期間にメール・FAX・LINE のいずれかで当研修機関宛てに申し込んでください。

基本研修・基本研修の補講・認定項目追加プログラムと、実地研修の申込は別々
お願いします。

実地研修の受講申込の際は、「受講申込書」の他に「主治医の指示書」「利用者の同意書」
「指導看護師の指導承諾書」「第 1・2 号研修基本研修修了証または認定特定行為業務従事
者証」「実地研修実施機関承諾書※必要な方のみ」を添付してください。

申込書類原本は、研修修了（第 1・2 号研修修了証がお手元に届く）まで保管してくだ
さい。

- ②<FAX の場合>添書きは不要です。誤送信にはくれぐれもご注意願います。

FAX の授受確認は、送信側 FAX の通信状態をご覧ください。

通信エラーがなければ、電話での確認は不要です。

<メール・LINE の場合>件名を「第 1・2 号研修受講申込」として送信願います。

- ③申込書類到着後、3営業日以内（土日祝を除く）に受講申込確認書兼受講料請求書を申込書に記載いただいた方法で送付します。
- ④受講費用は、請求書に記載の期限までに請求書に記載の銀行口座に振り込んでください。振込手数料は、申込者の方にご負担いただきます。
- ⑤書類の不備等があり、研修日までに修正が間に合わない場合は、申込を取り消すか、次回以降の研修に受講を延期していただくことがあります。
- ⑥出張研修は、希望する研修日の1か月前までにメールでお問い合わせ願います。カリキュラムは、講義50時間と演習10時間程度です。

(2) 申込に必要な書類

- ・受講形態により提出書類が異なりますので、ホームページのフローチャートで確認の上、必要書類をダウンロードして記入をお願いします。
- ・基本研修受講の場合の必要書類は、下記①のみです。
- ・基本研修（補講、認定項目追加プログラムを含む）と実地研修の両方の受講を希望する方は、まず基本研修のみ受講していただき、基本研修修了後に改めて実地研修の申込をお願いします。

番号	書類の名前	基本研修	実地研修	書類の様式
①	「受講申込書」	○	○	様式1
②	「利用者説明書兼同意書」	×	○	様式2
③	「指導実施承諾書」	×	○	様式3
④	「医療的ケアの指示書（研修用）」	×	○	様式4
⑤	「基本研修修了証」 「認定特定行為業務従事者証」など	×	○	—
⑥	「実地研修実施機関承諾書」	×	○ ※必要な場合のみ	様式6
⑦	「チェック表」	【提出不要】 チェック表に沿って確認後、書類提出をお願いします		様式5

※様式6の「実地研修実施機関承諾書」は、訪問介護事業所等に勤務する介護職員等が、介護保険施設等に依頼して、当該施設の指導看護師の指導の下に当該施設の利用者に対し実地研修を行う場合に必要書類です。

(3) 申込先 : ひとてま介護塾 医療的ケア研修係
 メール : hitotemacare@hitotemacare.com



LINE :

電話 : 019-613-4656

FAX : 019-613-4657

※研修中等で電話に出られないことが多くございます。お急ぎの場合を除き、ご不明な点は、まずホームページでご確認いただきますようお願いいたします。お問い合わせの際は、できるだけメール・LINEでお願いします。

5.研修場所

<基本研修>

①ひとてま介護塾 研修室

〒020-0823 岩手県盛岡市門 2-1-48

※基本研修は、原則として集合型研修で実施します。

※感染症などの蔓延や出張研修等で会場までの距離が遠い場合などには、オンライン研修に変更することがあります。

②研修実施の環境が整っている事業所など

<実地研修> : 利用者（研修協力者）の居宅、入所施設、入居施設など

6.受講費用と納入方法 費用はすべて税込みです

受講形式	区分	受講料	事務管理費	納付方法	納付期限
基本研修	基本研修全過程 (50時間)	88,000円	8,800円	口座振込	請求書に記載の期日まで
	基本研修補講・演習	18,000円			
	認定項目追加 プログラムA	18,000円			
	認定項目追加 プログラムB	18,000円			
実地研修 共通	実地研修指導費または 実地研修指導委託料	ケア1項目につき 12,000円	8,800円		
基本研修 出張研修	受講料・事務管理費 96,800円×受講生数 宿泊費（宿泊が必要な場合）別途申し受けます 交通費（片道10km以上の場合）別途申し受けます 会場費 申込者にご負担いただきます			相談の上で決定します	

※費用の例

例 1)基本研修のみ受講 受講料 88,000 円+事務管理費 8,800 円=96,800 円

例 2)基本研修補講・演習を受講した後ケア 1 項目の現地研修を受講

基本研修補講受講料 18,000 円+事務管理費 8,800 円=26,800 円

現地研修受講料 (ケア 1 項目) 12,000 円+事務管理費 8,800 円=20,800 円

合計 47,600 円

例 3)認定項目追加プログラム A を受講した後ケア 3 項目の現地研修を受講

認定項目追加プログラム A 受講料 18,000 円+事務管理費 8,800 円=26,800 円

現地研修受講料 (ケア 3 項目) 36,000 円+事務管理費 8,800 円=44,800 円

合計 71,600 円

※現地研修中の行為についても対象としている賠償責任保険への加入は、受講生または受講生の所属する事業所で行ってください。当研修機関では、当該事業所の賠償責任保険加入状況の確認、保険加入の斡旋等を行いませんので、ご注意願います。

7.受講の取りやめおよび返金の有無

※以下の振替受講は当該年度内に別途受講日を設けます。

(1)遅刻について

理由にかかわらず、研修開始から 20 分以上遅刻した場合（オンライン研修は 20 分以上ログインしていない場合）にはその回の受講を認めません。

遅刻の理由が、やむを得ない事情があると認められる場合は、振替受講できます。

※受講生の事情で該当期間に振替受講できなかった場合の費用は返金しません。

(2)受講の取り消しについて

理由に関わらず次の一に該当する受講生は直ちに受講を取り消し、以降の当研修機関における一切の受講を認めません。また受講料も返金しません。

- ・学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる場合
- ・研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した場合
- ・介護従事者としての適性がないと認められる場合
- ・特別な事情なく、連絡なしで欠席した場合

(3)返金する主な理由

以下の理由に該当する場合には、事務管理費を除いた受講料を返金します。

(振込手数料は受講生にご負担いただきます)

①天災等により公共交通機関が運行停止となった場合等

②基本研修

a.研修初日より 1 週間前までの連絡による受講の取りやめ

b.当研修機関の不測の事態等による研修中止の場合

③ 実地研修

- a. 受講生が感冒・インフルエンザ・細菌性腸炎等の感染性疾患に罹患した場合
- b. 受講生が事故による受傷、疾病による入院等で就労不能の場合
- c. 受講生が死亡した場合
- d. 受講生の親族が死亡し、所属事業所で定める忌引きに該当した場合
- e. 利用者の心身が研修に耐えられない状態の場合
- f. 利用者が死亡した場合
- g. その他、返金相当と判断できる理由がある場合

8. 使用するテキスト

2021年9月発行

「新版介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」

(著者：全国訪問看護事業協会＝編集)を使用します。

※受講生各自でテキストを購入し、予習した上で受講してください。

テキストは、2,420円(税込)です。

9. 知識習得確認テスト

基本研修(50時間)終了後に筆記試験を実施します。

- (1) 出題形式 四肢択一
- (2) 出題数 30問
- (3) 試験時間 60分
- (4) 出題範囲 テキストの内容に沿って、基礎的知識を問う問題を中心に出题します。
- (5) 合否判定基準 下表の通り

知識習得確認テスト合否基準	
合格	正答率9割以上(30問中27問以上正解)
再試験	正答率9割未満

- (6) 合否結果通知 試験終了後ただちに採点し、合否をお知らせします。
- (7) 再試験受験となった方は、同日に口頭試問による再試験を行います。

再試験合否基準	
合格	正答率9割以上(30問中27問以上正解)
不合格	正答率9割未満(30問中27問未満正解)

- (8) 不合格の方の取り扱い

判定が不合格となった方は、改めて基本研修から受講する必要があります。
受講を希望する場合には、規定の申込と受講料の支払が必要です。

<サンプル問題>

呼吸のしくみやはたらきについて、誤っているもの1つに×、正しいもの3つに○をつけてください。

○	生命の維持には酸素と二酸化炭素の適切なバランスが必要である
○	肺に吸い込まれた酸素は血液によって体中に運ばれる
×	空気を吸うときの空気の流れは、口・鼻→咽頭→喉頭→食道→肺である
○	空気も食物も咽頭を通る

10.基本研修の実施について

(1)プログラムは、別紙のとおりです。

(2)受講の免除

経過措置対象等の方も受講科目の免除は行いません。全過程を受講していただきます。

(3)その他

交通費、宿泊費、食費等はすべて受講生の方の負担です。

筆記用具（鉛筆・消しゴム）、テキストは必ず持参願います。

秒針つきの腕時計があれば持参してください。

11.実地研修の実施について

※実地研修は、令和7年3月21日（金）までに、実地研修評価票等の提出が出来るように実施していただくよう願います。

(1)受講料（金額はすべて税込みです）

- ・ケア1項目：20,800円（指導費または指導委託料12,000円、事務管理費8,800円）
- ・ケア2項目：32,800円（指導費または指導委託料24,000円、事務管理費8,800円）
- ・受講生と指導看護師の所属事業所が同一の場合等で委託料が不要の場合は、受講生1人につき（認定を受けるケア項目数にかかわらず）8,800円（事務管理費）

(2)指導看護師の確保

- ・指導看護師は、受講生の所属する事業所で依頼していただきます。
- ・指導看護師の要件は、現に日常的に利用者のケアにあたる正看護師です。
- ・指導を依頼する場合は、指導看護師資格を所持しているかを確認してください。

<当研修機関で定める指導看護師の要件>

正看護師免許（保健師、助産師、医師を含む）と第1・2号研修の指導看護師資格を所持し、現に岩手県内の事業所等に勤務している方で①～④のいずれかを満たす方。

- ①医療的ケアを必要とする利用者に対して訪問看護を行う訪問看護師
- ②医療的ケアを必要とする利用者が入居・入所する施設等で看護業務を行う看護師
- ③医療的ケアを必要とする利用者が日常的に利用する通所施設等で看護業務を行う看護師

④その他、当研修機関が講師として適していると認めた者

※要件をみたしていても利用者の同居家族は指導看護師になれませんのでご注意ください。

<指導者（指導看護師）資格の種類と指導できる研修類型>

指導看護師資格の種類	医療的ケア研修類型		
	第1・2号研修	介護福祉士実務者研修	第3号研修
医療的ケア教員講習修了証	○	○	○
介護職員等医療的ケア第1・2号研修指導者養成講習修了証	○	○	×
介護職員等医療的ケア第3号研修指導者養成講習修了証（または届け出済み証など）	×	×	○

(3) 実地研修の評価

指導看護師が、実地研修実施要領に基づく評価票を用いて、認定を受ける項目ごとに既定の回数を評価し、最終的な累積成功率70%以上、規定回数の最後から3回連続で「手順どおりにできる」のいずれも満たした場合に、その項目を修了します。

ケアの項目	回数
口腔内の喀痰吸引（通常手順）	10回以上
口腔内の喀痰吸引（非侵襲的人工呼吸療法）	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
鼻腔内の喀痰吸引（非侵襲的人工呼吸療法）	10回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常手順）	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引（侵襲的人工呼吸療法）	10回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下型の液体栄養剤）	20回以上
胃ろうによる経管栄養（半固形栄養剤）	5回以上
経鼻経管栄養	20回以上

(4) 実地研修の進め方

a. 日程調整

・受講生と指導看護師間で、実地研修の日程を決めてください。

b. 手技の確認（実地研修場所での実施）

・指導看護師と受講生で、手技を確認します。

c. 現場演習

・実際の医療的ケアに使用する物品を用いての演習トレーニングを手技がスムーズに行えるまで実施します。

d. 実地研修

・受講生：医療的ケアを行います。

・指導看護師：実地研修評価票に沿ってケアが行われているか評価します。

e. 実地研修の評価

指導看護師が、実地研修実施要領に基づく評価票を用いて、認定を受ける項目ごとに既定の回数を評価し、下記 a・b のいずれも満たした場合に実地研修を修了とします。

a. 最終的な累積成功率が 70% 以上

b. 規定回数の最後から連続 3 回「手順どおりにできる」の評価

< 累積成功率の求め方 > $累積成功率 = 成功回数 \div 総回数 \times 100$

例 1) 口腔内吸引（通常手順）の実地研修修了の要件

a. 10 回のうち 7 回で、すべての項目が「手順通りにできる」評価。

累積成功率 70%

b. 10 回のうち 8 回目・9 回目・10 回目（規定回数の最後から連続 3 回）ですべての項目が「手順通りにできる」評価。

a・b いずれも満たすので、実地研修修了となります。

例 2) 口腔内吸引（通常手順）の実地研修修了の要件

a. 10 回のうち、4 回失敗した→累積成功率 60%→不可

11 回目成功→累積成功率 63.6%→不可

12 回目成功→累積成功率 66.6%→不可

13 回目成功→累積成功率 69.2%→不可

14 回目成功→累積成功率 70%→可

b. 14 回のうち 12 回目・13 回目・14 回目（規定回数以上の最後から連続 3 回）で、すべての項目が「手順通りにできる」評価

a・b いずれも満たすので、実地研修修了となります。

< 評価表の記載 >

・ 評価票の記載は、1 つの項目ごとにア～エの評価を記入します。

※ア→→→のように線を引いたりしないこと。

・ 記入を間違えた場合は、訂正印を捺印し、欄外に正しい評価を明記します。

評価の基準	ア	1 人で実施できる。手順通りに実施できている。
	イ	1 人で実施できる。評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。実施後に指導した。
	ウ	1 人で実施できる。評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。その場では見過ごせないレベルでその場で指導した。
	エ	1 人で任せられるレベルにない。

f. その他

・ 受講生の言動・手技等により、利用者の心身に害を与えると想定される場合は、指導看護師の判断で実地研修を中止し、直ちに当研修機関宛報告してください。

12. 修了の認定

(1) 基本研修修了証

カリキュラムをすべて履修し筆記試験に合格した方を修了と認定し、研修終了日から 7 日以内に「基本研修修了証」を郵送で交付します。

※この「基本研修修了証」は、他の登録研修機関の現地研修等を受講する際に必要になりますので、大切に保管してください。やむを得ない場合を除き、再発行はいたしませんのでご注意願います。

(2)第1・2号研修修了証

現地研修を修了された方には、現地研修評価票が当研修機関に届いてから7日以内に「第1・2号研修修了証」を郵送で交付します。

(3)認定特定行為業務従事者認定証に係る申請手続

「認定特定行為業務従事者証」の認定申請には、「第1・2号研修修了証」の添付が必要です。紛失しないよう十分にご注意願います。

「認定特定行為業務従事者証」の申請手続き方法詳細は、岩手県保健福祉部HPでご確認ください。よろしくお願いいたします。

13. 研修体制の整備、安全確保等

(1)医療的ケア研修に必要な機械器具等を常に整備します。

(2)施設整備・機械器具・備品などの清潔の保持および衛生管理に努めます。

(3)感染症の予防に努めます。

(4)現地研修中の行為についても対象としている賠償責任保険への加入は、受講生個人または受講生の所属する事業所で行っていただきます。当研修機関では、当該事業所の賠償責任保険加入状況の確認や保険の斡旋等を行いません。

14. 個人情報保護指針

(1)研修受講生に係る個人情報等については、本研修の運営および修了者名簿作成、県知事への報告のみに使用します。

(2)事業実施により知りえた個人情報は、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しません。

(3)受講生等が実習等で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないように、受講生に指導します。

(4)その他の事項は、当研修機関の個人情報保護指針に準じます。

15. 研修責任者及び苦情受付窓口

下記の苦情等の窓口を設置し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応します。

【研修責任者・苦情受付担当者】

ひとてま介護塾 代表 板垣 園子 (いたがき そのこ)

電話 : 019-613-4656 FAX : 019-613-4657

メール : hitotemacare@hitotemacare.com